



## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(4) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 現況確認証明申請について

議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第7号 令和3年度第12号農用地利用集積計画について

議案第8号 令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について

議案第9号 令和4年度農作業労働賃金標準額（案）について

## 8. 会議の概要

事務局長        それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。  
                         一同「礼」。着席願います。

議 長            本日は、第9回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。

                         それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第9回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

                         日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。  
                         局長。

事務局長        それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。2月10日、木曜日、第8回総会終了後に、農業振興委員会を開催、令和4年度農作業労働賃金標準額について協議を行っております。2月16日、水曜日、人・農地など関連施策の見直しに関する研修会が、WEBで開催され、次長の渡部が出席しております。内容は、人・農地など関連施策の見直しと方向性、農地情報公開システムの動き等についての説明がありました。2月21日、月曜日、今年度の後期農業委員会会長・事務局長研修が、WEBで開催されました。内容につきましては、こちらも、人・農地など関連施策の見直しの方向とその課題、農水省のガイドライン等についての説明でございました。2月28日、月曜日、第9回総会に係る議案を、郵送配布させていただいております。3月7日、月曜日及び3月8日、火曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長            次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。3番伊東登委員、5番唯野哲夫委員、ご両名を指名いたします。

                         次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分についてを議題といたします。(1)引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号専決処分について、(1)引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について、事務局よりご報告いたします。

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税納税猶予及び福島県税条例附則第10条第1項の規定による不動産取得税の納税猶予の適用者については、3年に1度、納税猶予を継続する手続きが必要となっています。手続きの際に、農業委員会が証明する、引き続き農業経営を行っている旨の証明書が必要になることから、これまで、農業委員会総会において議案として取り扱い、各地区担当委員より、適正な農業経営を行っている旨の報告をいただき、総会の議決を経て、証明書の交付を行ってまいりました。

しかしながら、今年度においては、各関係機関が勧奨通知を発出した時期、継続届出書の提出締切り時期の問題もあり、3月14日総会での議決を待ってから証明書を交付するとなると、証明願出人の円滑な継続手続きに支障をきたす恐れがあることから、証明願いがあつた都度、事務局による各地区担当委員への聞き取り調査を依頼し、議案書記載の証明願出人が適正な農業経営を行っており、問題がないことを確認後、証明願出人に対し、専決処分にて、証明書を交付するという取扱いとしたところでございます。

以上を踏まえ、議案書記載の証明願いについてご報告いたします。

1番案件につきまして、去る2月7日、事務局へ証明願出人より証明願が提出され、2月10日に、3番伊東登委員に対し、聞き取り調査実施の依頼を行いました。その後、同日中に、3番伊東登委員より聞き取り調査の結果報告をいただき、証明願出人は、農業経営を適正に行っており、証明書を交付することが妥当であるとの報告をいただきました。その結果を踏まえ、3月3日に農業委員会の窓口にて、証明願出人に対し、証明書を交付しております。

続いて、2番案件につきまして、去る2月24日、事務局へ証明願出人より証明願が提出され、同日、6番坂本雄司委員に対し、聞き取り調査実施の依頼を行いました。翌日、6番坂本雄司委員よ

り、聞き取り調査の結果報告をいただき、証明願出人は、農業経営を適正に行っており、証明書を交付することが妥当であるとの報告をいただきました。その結果を踏まえ、3月3日に農業委員会の窓口にて、証明願出人に対し、証明書を交付しております。報告は、以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし」との声 )

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について、(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(4) 農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、8件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用の許可を受けた事業については、工事の進捗状況の報告を、許可後3ヶ月後、その後は1年ごとに、工事が完了するまで、定期的に農業委員会へ提出することが、許可の条件の一つとされています。

また、提出された工事の進捗状況、完了報告については、現地調査を行い、計画どおり工事が行われているかどうか、確認をしているものです。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、6件の届出を受理いたしました。こちらは、相続等により、農地を取得した際には、農業委員会へ届け出なければならないとされており、また、農地を取得後、耕作者のあっせんの希望についても確認をしているものです。今回の届出については、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望等はございません。

続いて、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理

について、今月は、9件の通知がございました。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づく、利用集積計画による農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、いずれも耕作者変更のためとなっております。

最後に、(4)農地使用貸借合意解約届出について、今月は、1件の届出を受理いたしました。こちらは、農地法第3条による使用貸借権の合意解約となっており、解約理由につきましては、農地法第5条申請のためとなっております。説明は、以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員願います。

5 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。本案件につきましては、3月4日に本人から聞き取り調査を行っております。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る3月7日に、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、調査結果を代表して報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転(売買)になります。譲受人には、貸付地、不耕作地がないことを、現地調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。農地所有適格法人以外による農地の権利取得の禁止となっております。本件については、譲受人である法人より、定款及び決算報告書の添付を確認し、農地所有適格法人の要件である、法人形態要件、議決要件、役員要件、事業要件をすべて満たしていることを確認しております。よって、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、要件を満たしております。次

に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第4号農作業常時従事要件については、申請人が法人であるため、非該当であります。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、50アール以上であり、譲受人が法人の場合における本市が定める下限面積の要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

よって、許可基準第1号から第7号まで、すべて非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議長 続いて、番号2番について、担当委員举手願います。10番佐藤雄一委員をお願いします。

10番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2番案件について、ご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る3月3日に、推進委員と2人で、譲受人の自宅を訪問し、本人から聞き取り調査を行いました。3月8日には、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。調査結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。許可基準第2号、第3号は、該当ありません。許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、問題ありません。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりであり、今ま

でも借りて耕作していたので、これからも地域の調和が損なわれるような問題はございません。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請、1番案件について、補足説明をさせていただきます。本案件につきましては、法人による所有権移転の3条申請となっており、個人への所有権移転の3条申請とは、許可要件が異なります。

私からは、個人と法人における許可要件の違い、法人における許可の要件項目についての説明をさせていただきます。説明に当たりまして、お手元に配布しました、議案第1号1番案件補足資料と書かれた資料をご覧ください。農地所有適格法人による所有権移転について、個人と法人における基本の要件の違いについて、資料の左上の表に記載しているのですが、1号、5号、7号については、共通の許可要件になります。個人の場合は、2号の農地所有適格法人要件を確認する必要がなく、4号の農作業常時従事要件を確認する必要があります。逆に、法人における要件については、2号の農地所有適格法人の要件を確認する必要があり、4号の農作業常時従事要件は、確認する必要がありません。では、許可要件の2号、農地所有適格法人要件とはどういったものなのか、という事が表の右側の四角で囲まれた部分に記載があります。内容を読み上げますが、農地法に基づく一定の要件を満たす法人を農地所有適格法人といい、農地を買うことができる、とあります。

つまり、法人の中でも、農業委員会から農地所有適格法人と認められること、ということが第2号要件となっております。

なお、この許可要件については、法人が所有権を取得する場合に関する許可要件となっております。解除条件付き貸借契約であれば、農地所有適格法人ではなく一般法人での権利取得は可能となっているものです。

資料の下段に、黄色で塗られております農地所有適格法人とは、という記載があります。こちらに記載の4項目をすべて満たすものが、農地所有適格法人としての要件となっているものです。



まず、①法人形態要件について、農地組合法人、株式会社、合名会社、合同会社のいずれかであること。②事業要件についてが、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であること、具体的には、法人としての売上高が過半を占めているということ、③議決権要件について、法人の議決権、又は総社員の過半が、農地権利者、法人における農業常時従事者、農作業委託した個人、地方公共団体、J A、中間管理機構等であること。④役員要件について、理事等の過半が常時従事者（年間150日以上）であること、若しくは、法人における農業の権限と責任を有する使用人のうち、1人以上の者が、農作業に従事（年間60日以上）すること。

以上の4つが農地所有適格法人の要件となっているものです。本件の申請にあたっては、担当委員の唯野哲夫委員からもご報告ありましたとおり、譲受人である当該法人より、法人の定款及び決算報告書の添付をいただいているもので、いずれの要件も満たしていることを確認しております。

また、農地所有適格法人と認定された法人につきましては、毎事業年度終了後3か月以内に事業の状況等についての報告書を農業委員会へ提出することになっております。以上、農地所有適格法人による許可要件についての補足説明を終わります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、自己住宅敷地拡張として通路、駐車場を整備するものであり、工事期間は、許可の日から3カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、農地改良工事用地として一時転用するものであり、工事期間は、許可の日から36カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、②資金計画については、備考記載のとおり、申請人所有の山林から盛土する土を確保し、車両等は自己所有のものを利用することから、費用については、発生いたしません。④遅滞なく申請の用途に供する見込みについては、工事期間である一時転用期間が36ヶ月と長期間であるため、工事計画を添付いただいております。

なお、申請人は、令和3年6月22日に農地改良届出を提出しており、今回の申請はその区域を拡大する内容となっています。添付書類として、そうま土地改良区の地区除外通知の写しを添付いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後に3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、農業用施設拡張として通路、車両回転広場、待機車両駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、農用地区域内の用途区分変更済み、道路法第24条承認済み、法定外公共物土木工事承認済みでございます。また、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地がございます。書類

審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番について、担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員願います。

5 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。申請地の現況を、去る3月7日に、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内の農地のため、第1種農地であります。しかし、この案件は、既存施設の面積を拡張する申請内容であり、不許可の例外事業の、既存施設拡張事業の基準を満たす転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため、該当しませんが、既存施設を拡張するにあたり、申請地以外に適地がありませんでした。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、案件2番から3番について、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。9番小島良金委員願います。

9 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、2番案件について報告いたします。去る3月8日に、8番委員、10番委員、地区担当の推進委員2名、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、近くに基盤整備された農地があり、農業振興地域の農用地区域内にある農地であります。しかし、この案件につきましては、農地改良に伴う盛土を3年かけて行うための転用計画であり、不許可の例外事業の一時転用事業になります。許可基準第2号は、該当しません。以上のこ

とから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。許可基準第5号は、議案書に記載のとおり、水田から畑に転用することから、問題ないと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、3番案件について報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、農業振興地域の農用地区域内にある農地であります。しかし、この案件につきましては、現存する農業用施設を使いやすくするための拡張事業で、不許可の例外事業の、農業用施設事業の転用計画になります。許可基準第2号は、該当しませんが、既存施設に付随するもので、他の場所での事業は困難であり、妥当と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より審査内容について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、ご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。当初計画者は、昭和46年6月17日及び同年7月20日付けで農地法第5条に基づく転用許可を受けておりますが、今般、議案書記載の理由により、事業計画である自己住宅建築が困難となったものであり、議案第4号1番案件と関連がございます。現地調査におきまして、議案書記載の(ア)から(カ)までの事業計画変更の承認要件を確認してまいりました。説明は、以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。6番坂本雄司委員お願いします。

6番 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、去る3月7日、5番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、申請地周辺の農地利用の状況を調査してまいりました。

事務局から説明のあった、議案書に記載の「事業計画変更の承認要件」にある(ア)から(カ)の内容に基づいて確認したところ、(ア)につきましては、許可を受けたのが50年前であり、元の所有者に返還しても、効率的に農業ができる状況ではないと判断しました。(イ)から(カ)については、議案書に記載のとおり、資金計画を準備することできない理由などから、やむを得ないものと判断しました。

以上の事から、承認となる6つの要件をすべて満たしておりますので、事業計画変更承認申請は、承認相当と判断しました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」 との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、承認することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、先ほど議決をいただいた、議案第3号番号1番と関連がある内容であり、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、資材置場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2カ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。申請地は都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域に指定されております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、宅地保全用地として既存宅地を拡張するものであり、工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。権利の移転設定の内容は所有権の移転(贈与)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

た。

続きまして3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、農業用施設拡張用地として簡易事務所を設置するものであり、工事期間は、許可の日から2カ月を予定しております。権利の移転設定の内容は 所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後4番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2カ月を予定しております。権利の移転設定の内容は 所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、売電先の事業者が経済産業大臣の小売電気事業の登録を受けていること、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。事務局の説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番から2番について、担当委員挙手願います。6番坂本雄司委員願います。

6 番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。申請人、申請地については、議案書記載のとおりです。去る3月7日に、5番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いましたので、その結果を代表して報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、都市計画用途区域内の第1種低層住居専用地域内にある農地でありますので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回

答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、2番案件についてご報告いたします。申請人、申請地については、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が50メートル以内の間隔で、概ね50戸の家屋等があります。第3種農地の市街地内農地の要件に該当し、立地基準を満たしております。したがって、許可基準第2号は、該当いたしません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続いて、案件3番について、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員お願いします。

5番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、3番案件についてご報告いたします。申請地の現況を、去る3月7日に、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局ともに現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、既存の農業用施設の裏側にあり、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地内にある農地であることを現地調査で確認し、第2種農地のその他の農地と判断しました。許可基準第2号は、既存の農業用施設の拡張事業ですので、他の場所での事業は不可能と判断しました。以上の事から、立地基準を満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続いて、案件4番について、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。8番三國実加委員お願いします。



8 番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、4番案件についてご報告いたします。去る3月8日に、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名で現地調査を実施いたしました。担当委員を代表して、調査結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、住宅等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地のその他の農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討もあり、他の場所での事業は困難と判断しました。以上の事から、立地基準を満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員お願いします。

7 番 議案第5号現況確認証明申請について、番号1番について、報告いたします。去る3月7日、5番委員、6番委員、事務局とで現地調査を行いましたので、報告いたします。

番号1番について、申請者、申請地については、議案書記載のとおりです。申請地目は山林であります。原野と判断しました。

地区担当推進委員からも、適当であるとの意見をいただいております。以上です。

議 長 続いて、番号2番について、担当委員挙手願います。8番三國実加委員願います。

8 番 議案第5号現況確認証明申請について、番号2番について、報告いたします。去る3月8日、9番委員、10番委員、事務局2名で現地調査を実施いたしました。担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

番号2番の申請地の現況は、平成13年までは耕作していたようですが、周辺が山林に囲まれた場所であったため、非農地化した場所です。周辺の状況からも、今後も農地として耕作することは、困難と見てまいりました。したがって、農地の現況は、申請地目のとおり、山林として証明書を交付することが適当であると判断いたしました。以上ご報告いたします。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にごぞいませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって、議案第5号現況確認証明申請については、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

次に、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号37番までの37件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局           議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査をいただくにあたり、事務局よりご説明いたします。農業委員会で実施している農地の利用状況調査にて、復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類として判断された農地について、「農地」に該当するか否かの判断についてご議決いただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。この後の調査担当委員よりの報告と併せてご参照いただければと思います。以上です。

議 長           続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番から27番について、担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員願います。

7 番           議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について番号1番から27番までを報告いたします。去る3月7日、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局とで現地

調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番から3番は、草刈りがされており、農地と判断いたしました。4番からから27番は、原野化しており、非農地と判断しました。

地区担当の推進委員からも、適当であるとのことご意見をいただいております。以上報告いたします。

議 長 続いて、番号28番から37番について、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員お願いします。

10番 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る3月8日、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員2人、事務局2人とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表して、議案書の番号28番から37番までをご報告いたします。

28番の現況は、山林と見てまいりました。29番の現況は、原野と見てまいりました。残りの30番から37番の現況は、すべて山林と見てまいりました。よって、すべて非農地と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、委員報告のとおり番号1、2、3を除く34件について、非農地と判断することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、番号 1、2、3 を除く 3 4 件について、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第 7 号令和 3 年度第 1 2 号農用地利用集積計画についてを議題といたします。本件に関し、番号 1 番から番号 4 8 番までの 4 8 件について、相馬市農業委員会会議規則第 8 条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」 との声 )

議 長           ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局           議案第 7 号令和 3 年度第 1 2 号農用地利用集積計画について、事務局よりご説明いたします。設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、番号 1 番から 4 4 番までが新規の利用権設定、番号 4 5 番から 4 8 番までが利用権の再設定であります。

また、新規の利用権設定のうち、1 番から 4 番までは、農地中間管理機構を通した、借入れ転貸一括方式によるものでございます。

さらに、番号 3 2 番から 4 3 番までの 1 2 件は、備考欄に解除条件付きとの記載があります。これは、利用権の被設定人である●●●●●●の法人形態が、一般社団法人であり、農地所有適格法人の要件を満たしておらず、通常、農地を取得したり、利用権設定を受けることはできません。

ただし、一定の条件「地域の農業者との適切な役割分担の下に、農業経営を行うこと」、「法人において、業務執行役員の 1 名以上が耕作の事業に常時従事すること」、「農地を適正に利用していない場合には、貸借を解除する旨の条件が農用地利用集積計画に定められていること。」等、一定の条件を付したうえで利用権設定を受けることができるとされております。また、利用権設定を受けた後も、適正利用のために、年 1 回の、農地の利用状況の報告が義務付けられているほか、適正に利用していない等、条件を満たしていないと認められた場合は、市長からの勧告や、利用集積計画の取消し等の措置も条件に含まれております。

●●●●●●については、この要件を満たしております。また、

●●●●●●●●を含む、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、すべて効率的に利用して耕作を行うと認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号令和3年度第12号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第8号令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。  
事務局。

事務局 議案第8号令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、事務局よりご説明いたします。こちらは、これまで既に農地中間管理機構による借り入れ、転貸による利用権設定がなされておりましたが、耕作者が変更になる事により、農地所有者と農地中間管理機構との契約はそのままに、即ち、集積計画は変更することなく、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。集積・配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第7号とは別に提案させていただいております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件は、すべて満たしております。以上ござ

います。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号令和3年度農地中間  
管理事業の農用地利用配分計画については、同意することに決せ  
られました。

次に、議案第9号令和4年度農作業労働賃金標準額(案)につい  
てを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第9号令和4年度農作業労働賃金標準額(案)について、事  
務局よりご説明いたします。議案書の51ページをご覧ください。

農作業の受委託に当たっては、ほ場の条件等がそれぞれ異なり  
ますので、ケースに応じて、委託者、受託者双方が十分に協議し、  
納得のした上で契約していただくのは勿論なのですが、大体の相  
場と申しますか、特に非農家の方ですと、幾らが妥当なのかも全く  
分からないということで、双方で相談するうえでの目安を定め、毎  
年提示しているものでございます。

今年度の案について、経過を若干説明いたしますが、先月の総会  
後、農業振興委員会を開催し、原案について協議をいたしました。  
福島県最低賃金の改定状況、経済界等に対する、政府からの積極的  
な賃上げ要請、昨今の燃料費、資材費等の高騰、かつ他市町村の改  
定状況等の動向を踏まえ、項目によって若干のばらつきはありま  
すが、当市としては約2.5%の増額をベースに案を作成しまし

た。農業振興委員会では、防除の動力散布の価格、ハーベスタによる脱穀の項目削除等、若干の修正を加えたうえで了承されたところでは。

その後、書面による協議とはなりましたが、農業委員会全体協議という事で、農業委員・推進委員の皆さまから意見を聴取したところでございます。2月21日の回答期限までに、全員が意見なしとの結果となっており、それを受けまして、本議案を提案してございます。

また、次ページには、農地の賃借料情報ということで、JAの概算金価格を基に、年度によって契約筆数の多い少ないがありますので、あくまで統計上の数値にはなりますが、農地の貸し借りする際の参考という事で、過去5年間の農地の賃借料情報を掲載してございます。

なお、本議案につきましては、総会で議決された際には、JAを通じて、配布を依頼することとなっており、4月初めには、各農家へ配付となる見込みとなっております。事務局の説明は、以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号令和4年度農作業労働賃金標準額(案)については、原案のとおり決定されました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご



異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長

ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第9回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 3番 伊東 登

議事録署名委員 5番 唯野 哲夫